

# 地方消費税の清算基準等の見直し

【担当省庁】 総務省

## 現状と課題

- 地方消費税の清算基準では、需要側の統計がサンプル調査等であることなどを理由として用いられない一方、商業統計や経済センサス活動調査といった供給側の統計が用いられている。

【H26までの清算基準】

統計基準	小売年間販売額 (H19商業統計)	75%
	サービス業対個人事業収入額 (H16サービス業基本調査)	
人口基準		12.5%
従業者基準		12.5%



【H27税改後の清算基準】

統計基準	小売年間販売額(H19商業統計) →H29からはH26商業統計	75%
	サービス業対個人事業収入額 (H24経済センサス活動調査)	
人口基準		15%
従業者基準		10%

- しかし、最終消費地ではなく供給地や事業所の所在地で計上される供給側の統計の限界から、現行の清算基準は、最終消費による実質負担に応じて各都道府県に地方消費税収が的確に帰属する仕組みとはなっておらず、27年度税制改正を経てもなお改善は十分でない。
- このことは、最終消費者を実質負担者として予定する地方消費税の趣旨にそぐわず、地方税収の偏在を助長するばかりか、地方消費税の引上げ分が社会保障財源に充てられることに鑑みれば、受益と負担の乖離を意味し、地方政府が、負担する地域住民の納得を得る上でも、社会保障に対する財政責任を果たす上でも足枷となりかねない。
- 全国知事会「平成29年度税財政等に関する提案」においても、「清算基準の見直しにあたっては、社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯に鑑み、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとする」とともに、**商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すこと**を提案している。

# 国にお願いすること（具体的提言）

## ○ 平成27年度税制改正においては、

- ① 清算基準に用いられるサービス統計の経済センサス活動調査への置換えに伴い、サービス分の統計のシェア上昇が生ずることで、サービスの未把握の代替とされる従業者基準の比率引下げ（従業者基準から人口基準への2.5ポイントの振替え）が行われた。

地方消費税の清算基準の見直しについて(平成26年11月 総務省自治税務局)(抜粋)

「人口」及び「従業者数」の割合について

これまでの商業統計調査に基づく小売年間販売額とサービス業基本調査に基づくサービス業対個人事業収入額の合計額に占めるサービス業対個人事業収入額の割合に比べ、今回の商業統計調査に基づく小売年間販売額と経済センサス活動調査に基づくサービス業対個人事業収入額の合計額に占めるサービス業対個人事業収入額の割合は高まっていること、従来、従業者数は、主にサービス供給地で消費されるサービスの代替指標と考えられてきたこと等を踏まえ、人口及び従業者数の割合を現行の12.5%ずつから、人口15%、従業者数10%に変更する。

(参考)「消費に相当する額」75%分(統計基準)の内訳検証(奈良県推計) ※下線は変更部分

	小売年間販売額 (H19商業統計)	サービス業対個人事業収入額 (H16サービス業基本調査)	75%の内訳	
平成26年度まで	136兆円	75.2兆円	= 48.3%	: 26.7%
平成27年度税制改正後	136兆円	85.6兆円	= 46.0%	: 29.0%

サービス分のシェアが2.3ポイント(≒2.5ポイント)上昇

- ② その際、消費地と異なる場所で計上されていると考えられる取引（「情報通信業」、「旅行業」、「競輪・競馬等」）及び非課税取引の一部（「土地売買業」など）が経済センサス活動調査から除外された。

- ③ 除外された取引分については、①のシェア上昇分の減殺を通じて、従業者基準の比率があるべき比率より高止まりすることとなった。

**経済統計の改善の動きや仕向地主義の徹底を図る国際課税の動向等を踏まえ、供給側の統計への過大な依存を脱却する観点から見直し**

# 国にお願いすること（具体的提言）

## 平成29年度税制改正に向けた提言

**提言Ⅰ** 平成19年商業統計から平成26年商業統計への置換えが行われ、これによって経済センサス活動調査との産業分類上の整合性がとられることになるため、これに伴い生ずるサービス分のシェア上昇について、平成27年度税制改正における上記①の対応を貫徹すべく、従業者基準から人口基準への更なる振替え（従業者基準の引下げ、人口基準の引上げ）を行うこと。

「年間商品販売額」  
商業統計第4巻第2表  
「小売計」

平成19年商業統計  
136.0兆円

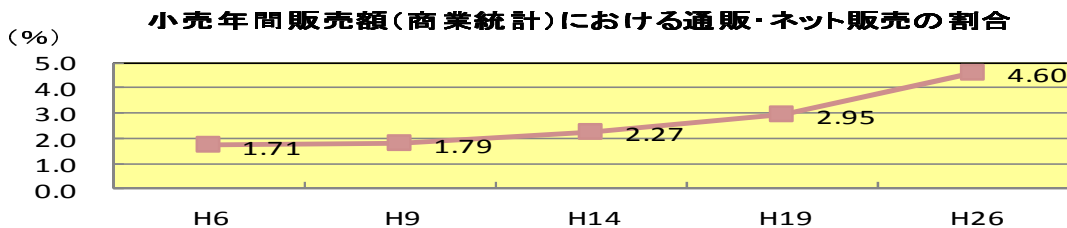


平成26年商業統計  
123.2兆円

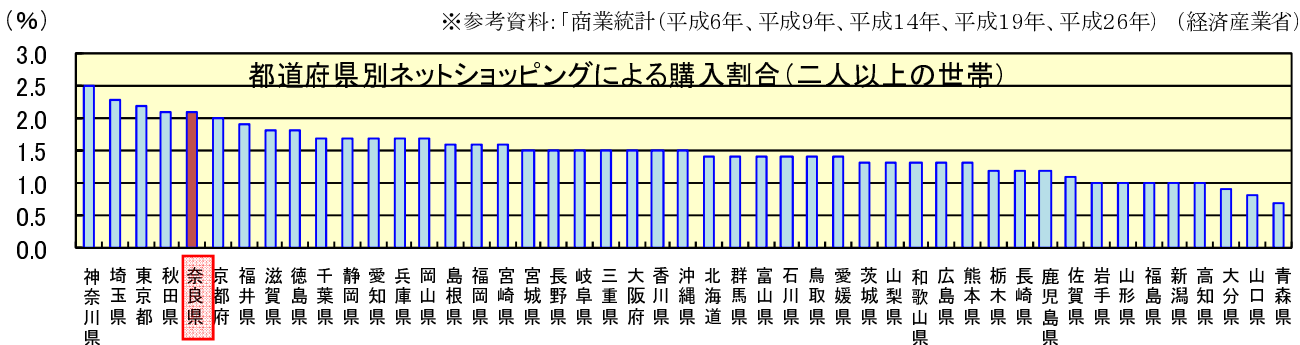
(注) 商業統計の金額の変動の要因として、統計の基礎となる産業分類の変更が行われたことが挙げられる。平成26年商業統計において、経済センサス活動調査との産業分類上の整合性がとられることになる。

**提言Ⅱ** 消費者と異なる事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売、インターネット販売について、商業統計からの除外が検討されているが、これだけでは商業統計の見直しとしては不十分であり、更に居住地で消費されていることが明らかな家電・家具・寝具等についても除外し、その分統計基準のウェイトを引き下げ、人口基準の比率を引き上げること。

(注) 通信・カタログ販売、インターネット販売、家電・家具・寝具等について統計基準から除外する一方、統計基準のウェイトや人口基準の比率を見直さないことは、いずれも本県の配分額が殊更に減少することとなり、理論的にも受け容れられない。



※参考資料:「商業統計(平成6年、平成9年、平成14年、平成19年、平成26年)(経済産業省)」



※参考資料:「平成26年全国消費実態調査結果(総務省統計局)」



**提言Ⅲ** 経済センサス活動調査についても、平成27年度税制改正における対応を見直し、具体的には、

- **平成27年度税制改正で除外された消費地と異なる事業者の所在地で計上されていると考えられた取引分(「情報通信業」、「旅行業」、「競輪・競馬等」)について、除外によって生じたサービス分の過小評価については従業者基準の比率の高止まり(前頁③)を見直し、その分人口基準の比率を引き上げること。**
- **国際課税の動向等を踏まえ、消費地と異なる場所で計上される取引の除外を徹底(「社会通信教育」、「持ち帰り配達飲食サービス業」、「学術研究、専門・技術サービス業」を除外)し、その分統計基準のウェイトを引き下げ、人口基準の比率を引き上げること。**

(注) 国際課税においては、欧州で仕向地主義の徹底を図る制度整備が進められており、OECDのガイドラインでも、消費者の居住地における課税が原則とされ、最終消費地と提供場所が乖離する役務提供については、提供地における課税権が原則排除された。

- **非課税取引のうち社会保障分野(医療・福祉)の取引について、最終消費者(非課税事業者)による地方消費税の負担の状況と乖離した統計の計上が行われていることや他の非課税取引のバランスから、除外することにより統計基準のウェイトを引き下げ、消費税収の社会保障財源化等を踏まえ、その分人口基準の比率を引き上げること。**

(注) 平成26年診療報酬改定において消費税率引上げに伴う対応が初診料、再診料などの基本診療料等の上乗せ措置により行われるなど、経済センサス活動調査に計上されている患者等による医療・福祉分野の最終価格の負担の状況は、地方消費税の負担という面での最終消費者である非課税事業者(病院等)の地方消費税の負担の状況から乖離している。

# 国にお願いすること（具体的提言）

## 提言Ⅰ～Ⅲによる清算基準の見直し案

### 【現行】

統計基準	小売年間販売額 (H19商業統計)	75%
	サービス業対個人事業収入額(H24経済センサス活動調査)	
人口基準		15%
従業者基準		10%



### 【清算基準(案)】

統計基準	小売年間販売額 (H26商業統計)	60%
	サービス業対個人事業収入額(H24経済センサス活動調査)	
人口基準		35%
従業者基準		5%

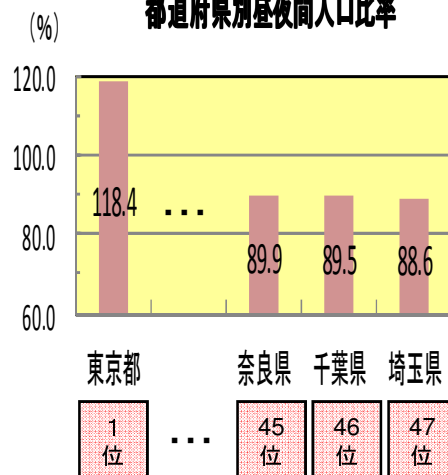
### 提言Ⅳ

小売年間販売額のうち店舗販売について、人口の純流入が多い都道府県はその分計上額が最終消費額より増大する一方、人口の純流出が多い都道府県はその逆となる。

このため、清算基準への反映に当たっては、**店舗販売(提言Ⅱによる見直し分を除く)の2分の1※**について、**昼夜間人口割合で割ることにより補正すること。**

※ 店舗販売のすべてについて昼夜間人口比率による補正をする考え方もあるが、店舗販売の中には昼間人口によって購入地の都道府県において最終消費されるものも含まれる。他方、昼夜間人口割合では買物などのための非定常的な移動などが考慮されず、十分な補正がなされないことやサービス分の大幅な見直しとのバランスを勘案。

都道府県別昼夜間人口比率



※参考資料:「平成22年国勢調査(総務省統計局)」

## 抜本的見直しに向けた提言

将来的な地方消費税の清算基準については、地方の社会保障経費の実態を反映した清算基準を検討していくべきであり、そのためにも、**地方消費税収の使途の明確化のあり方について、統一的な基準を示すなど、見直すこと。**

(注) 現在は、幅広い使途の一方で、基準が示されないまま説明責任が各地方団体に委ねられており、説明責任を果たし難い。厚生労働省による説明等とも整合性をもった指針を示されたい。